

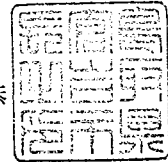
倉吉市上下水道局告示第 18 号

倉吉市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び同条第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、倉吉市上下水道局において一般の縦覧に供する。

令和5年9月25日

倉吉市長 広田 一恭



- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和5年9月25日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
倉吉市山根637-1
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
別紙のとおり
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式（污水）
- 5 下水の処理が開始される流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517
名称 天神浄化センター
- 6 縦覧場所
倉吉市上下水道局（倉吉市役所本庁舎）

